

第9期 飲食店等に対する営業時間短縮等協力金のご案内

要請期間：令和3年10月1日（金曜日）から10月24日（日曜日）まで
 申請受付期間：令和3年11月1日（月曜日）から12月13日（月曜日）まで

令和3年10月1日から10月24日の間、営業時間短縮等の要請にご協力いただいた大阪府内の飲食店等に対し、新型コロナウイルス感染症の拡大防止及び事業継続を目的に、事業規模（売上高）に応じて営業時間短縮等協力金を支給いたします。

主な支給要件

- 大阪府内に要請対象施設（飲食店、遊興施設、結婚式場）を有すること
※ 食品衛生法の飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けている店舗であること
- 令和3年10月1日から10月24日までの全ての期間において、店舗におけるステッカーに応じて①～④の全てを行ったこと

感染防止宣言ステッカー （ブルーステッカー） 導入店舗	①通常、午後8時を超えて営業する店舗が、午後8時までに営業を短縮（休業を含む）
	②酒類提供（利用者による店内持ち込みを含む）は自粛
	③同一グループ・同一テーブル原則4人以内（同居家族の場合は除く。）
	④カラオケ設備の利用を自粛
感染防止認証 ゴールドステッカー 認証店舗	①通常、午後9時を超えて営業する店舗が、午後9時までに営業を短縮（休業を含む） <small>なお、感染防止認証ゴールドステッカー普及促進のため、第9期に限った経過措置として、通常の営業終了時間が午後8時を超え午後9時までである店舗についても、午後9時までに営業を終了すれば対象</small>
	②酒類提供（利用者による店内持ち込みを含む）は午前11時から午後8時30分まで
	③同一グループ・同一テーブル原則4人以内（同居家族の場合は除く。）
	④カラオケ設備の利用を自粛

注 結婚式場は、同一テーブル原則4人以内とし、テーブル間での移動はできる限り控えていただく必要があります。

注 カラオケボックスは、カラオケ設備の利用自粛の対象外です。
 ただし、利用者の密を避ける、換気の確保等、感染対策を徹底することが必要です。

要請期間 令和3年10月1日（金）～10月24日（日）＜24日間＞

支給額 飲食業の売上高、または売上高減少額に応じて、支給額が決定します。

	支給額
売上高方式 （中小企業等）	2.5～7.5万円／日 × 日数 <small>※60～180万円（24日間）</small>
売上高減少額方式 （大企業） <small>※中小企業等も選択可能</small>	0～20万円／日 × 日数 <small>※0～480万円（24日間）</small>

※売上高は、消費税・地方消費税を除いた額になります

申請方法

パソコン・スマートフォンで申請いただけます。大阪府ホームページで申請書類等の詳細を必ずご確認のうえ、大阪府行政オンラインシステムにアクセスし、申請してください。

オンライン申請の メリット

- ・これまでの協力金（第1～8期）に申請がある場合、入力が省略でき、簡単に申請できます。
- ・マイページで、いつでも申請状況が確認できます。
- ・郵送にかかる費用が節約できます。

第9期協力金 大阪府ホームページ

<https://www.pref.osaka.lg.jp/kyouryokukin/kyoryokukin-9ki/index.html>



※オンライン申請以外にも郵送申請がご利用いただけます。郵送の場合は府民お問合せセンター情報プラザ等に配架の申請書類をご活用いただくか、又は府ホームページから申請書類を印刷してご申請ください。提出期限は令和3年12月13日（月）まで（消印有効）となります。

申請のながれ

大阪府行政オンラインシステム（パソコン・スマートフォンから）

①利用者登録

マイページを作成
（事業者として登録）

②申請内容を入力

- ・対象施設（店舗）の情報
- ・要請を遵守した内容
- ・誓約事項等

③必要書類を アップロード

大阪府へ申請（オンライン）

⑤協力金の支給

申請いただいた
口座に振り込みます

④申請内容の審査

申請内容や書類の不備等が
あればご連絡します

審査の結果、適正と認められる場合

注：大まかな流れですので、申請の際は必ず大阪府ホームページや募集要項をご確認ください。

専門家等による申請サポート（無料）〔大阪府行政書士会及び商工会・商工会議所（一部除く）〕

申請書類の不備をなくし、審査をスムーズに行えるようにします。
実施団体及び問い合わせ先は以下のホームページをご確認ください。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/keieishien/kinkyujitai/jizensoudan.html>



協力金の不正受給は犯罪です！

大阪府では、府民からの多数の情報提供により行政機関等と連携し、店舗の活動状況に関する調査を予告なく順次行っています。虚偽の申請は重大な犯罪になる可能性がありますので、事業者のみなさまにおいては適正な申請をお願いします。

お問い合わせ先

大阪府営業時間短縮協力金コールセンター（平日、土曜日の午前9時から午後6時まで）

☎ 06-7178-1342

※日曜日・祝日を除く。11月3日（水・祝）は開設します。